

ただいまの公明党議員団を代表して、坂口 勝也（さかぐち かつや）議員からのご質問に、順次、お答えをさせていただきます。

1（1）はじめに、中東情勢に伴う物価高騰対策ならびに中小企業支援についてお答えいたします。まず、さらなる物価高騰対策についてです。中東情勢の緊迫化に伴う、エネルギー価格や建築資材、光熱水費の上昇等は、区内経済や区民生活に深刻な影響を及ぼしつつあります。区といたしましては、国や東京都の施策展開を的確に捉え、区の取り組みと連動させながら、年内に向けて、支援の空白を作ることなく、継続的な対策を講じてまいります。具体的には、まず、本年3月に、国の重点支援地方交付金や財政調整基金を最大限に活用し、全区民を対象とした1人5,000円、住民税非課税世帯にはさらに5,000円を加算する「区

民生活支援金」や子育て世帯への児童1人あたり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を他区に先駆けて、速やかに支給し、迅速な生活の下支えを図ったほか、今年度から、熱中症対策として、住民税非課税世帯の高齢者等エアコン購入費助成事業を開始しています。続く4月からは、東京都が15歳未満の都民に1万1千円を支給する「子育て応援+（プラス）」による支援が始まっており、さらに、電力や水の需要が拡大する夏に向けては、国による電気・ガス料金支援や東京都による水道基本料金の無償化など、広範な支援が重層的に実施される予定です。さらに、秋には「北区デジタル地域通貨事業」の運用開始に合わせ、区民の皆さまの生活支援と区内商店街の活性化を力強く後押しするため、導入時限定事業としてプレミアム率30%のポイント付与キャンペーンを展開してま

いります。今後も限られた財源を効果的に活用し、国や東京都との適切な役割分担と連携を図りながら、時宜にかなう的確な施策を機を逸することなく、迅速に実施してまいります。

1 (2) 次に、各事業者への支援についてです。医療機関や介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所など、公定価格等によりエネルギー価格の上昇を価格転嫁することが困難な事業者については、早急な支援が必要であると認識しています。こうした中、東京都は、都議会第二回定例会に、高齢者・障害者施設や子育て支援施設、公衆浴場等への事業者支援を今年度末まで継続するための補正予算案を提出しました。さらに先般、国において1,000億円規模の重点支援地方交付金を含む補正予算案が可決されたところです。交付金の活用策については、現在、

早急に検討を進めているところですが、この度の東京都の支援策と適切な役割分担を図りつつ、限りある財源を最も効果的に活用しながら、福祉や医療の現場に支援の狭間が生じることのないよう、速やかに具体的な施策を講じてまいります。

1 (3) 次に、区発注の工事についてです。中東情勢の変化等による原材料費やエネルギーコストの高騰を踏まえ、国は、公共工事において、実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や、資材納期の実態を踏まえた適正な工期の確保、受注者からの申し出に対し誠実に協議に応じることなどを自治体に要請しています。区ではこれを踏まえ、発注段階では、物価資料の活用や最新単価の反映、見積の活用など市場動向を踏まえた積算に努めるとともに、契約締結後の工事では、先月公表したス

ライド条項の運用基準に基づき、受注者と適切に協議を行い、必要な契約金額への反映を図ることとしています。また、資機材の想定外の納期遅延による工期延長についても、受注者からの申し出に応じ、協議の上、適切に対応する方針としています。引き続き、社会情勢等を踏まえながら、区発注工事の円滑な施工の確保に努めてまいります。

1（4） 次に、中小企業に対する資金繰り支援拡充・強化についてです。区では今年度から、中小企業向けの制度融資メニューを再構築し、申し込み期間の通年化や、融資限度額・融資期間の引き上げ、融資要件の一部緩和、利率の引き下げなどの措置を実施し、中東情勢にも対応可能な実効性の高い融資あっせんに取り組んでいます。また、専門家による伴走型の経営相談を強化するとともに、産業団体とも連携し、国

や東京都の各種支援制度を最大限活用できるよう、引き続き、積極的な情報提供に取り組んでまいります。状況の長期化も見据え、中小企業の実態を踏まえながら、区内事業者の事業継続と地域経済の下支えに取り組んでまいります。

1 (5) 次に、物価高騰対策として従業員への賃上げを行った中小企業に対する支援についてです。ご紹介の豊島区の支援金は、中小企業の賃上げを後押しする施策の一つと認識していますが、区ではこれまで資金繰り支援や経営相談体制の充実など、中小企業の経営基盤を強化することで、持続的な成長を支援しており、国や東京都の支援制度との役割分担も踏まえながら、検討していく必要があると考えています。今後、他自治体の事例を研究するとともに、今年3月に策定した「産業活

性化ビジョン2026」に掲げている方向性も踏まえ、人材確保等のために賃上げを実施した区内企業への支援について、区の各種補助制度における優遇措置の適用を検討してまいります。引き続き、産業関係団体との意見交換などを重ねながら、制度構築に向けて検討を着実に進めてまいります。

1（6） 次に、雇用調整助成金の要件緩和などを国に求めることについてです。国は、中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い、事業活動の縮小や休業等を余儀なくされた場合において、従業員の雇用維持のため雇用調整助成金を活用できるとしています。しかしながら、現時点では、利用要件について、リーマンショック時やコロナ禍の際のように緩和する状況にはないとの認識を示しています。区といたし

ましては、ハローワーク等を通じて区内の雇用状況の把握に努めるとともに、引き続き、国の動向を注視してまいります。

2(1)ア 次に、さらなる区民サービス向上を についてお答えいたします。まず、さらなる広報広聴の推進についてです。私は区長に就任して以来、一貫して「全職員が広報担当」という意識のもと、情報発信の改革を進めてきました。具体的には、毎月の定例記者会見の実施をはじめ、公式ウェブサイトのリニューアル、北区ニュースや公式 SNS など、多様な発信チャネルにおいて、スピード感を持った情報発信の強化に注力してきたところです。さらに、今年度からは民間のプレスリリース配信サービスを本格的に導入し、区政情報をより迅速かつ広範に、区内外へ届ける体制の充実を図ってまいりました。ご指摘の「反応効果の

分析」については、それぞれの特性に応じた検証を行っています。まず、「北区ニュース」では、デジタル広報紙『広報プラス』の閲覧状況や公式ウェブサイトの「問い合わせフォーム」、「区長へのはがき」などから、区民の関心の高い内容を把握・分析し、紙面づくりの改善に活用しています。公式ウェブサイトでは、google analytics（グーグル アナリ ティクス）を活用し、定量的なアクセス状況の把握とともに、特定のジャンルに反応増の傾向が見られた際には、定性的な分析も併せて実施しています。公式SNSでは、投稿管理ツールを用いて、各種指標に基づき効果を把握するとともに、顕著な傾向の把握とその要因の分析に努めています。こうした広報活動の本来の目的は、単に情報を「伝える」ことにとどまらず、区民の皆さまに正しく理解され、行動につながることを、ひいては

各事業の KGI に寄与する「伝わる」広報でなければならないと強く認識しています。そのため、日々の広報活動の中での PDCA サイクルにより、プレスリリースの反応等を踏まえながら改善を図っており、記者会見においては報道機関の関心を意識した事業ポイントの整理に取り組むなど、発信内容の質の向上に努めております。今後も、引き続きこうした取り組みを全庁で共有しながら、「伝える」から「伝わる」広報への転換をさらに推し進め、全庁一丸となって、戦略的な広報の推進に努めてまいります。

2（1）イ 次に、デジタル広聴制度の実施強化についてです。区ではこれまで、区民の皆さまの多様なご意見やご提案を的確に把握し、区政への参画を促進するため、区長へのはがきをはじめ、様々な広聴事業

を展開しています。特に、昨年度導入した「区民の声受付システム」では、区公式ウェブサイトのトップページからだけでなくすべてのページから直接お問い合わせやご意見を寄せることが可能となり、その結果、受付件数は導入前の約3700件から、昨年度は約7200件へと受付件数がほぼ倍増し、極めて大きな成果を上げています。SNSや「参加・対話型のデジタル広聴プラットフォーム」につきましては、区民の皆さまが時間や場所を問わず、区政に参加できる手法であり、その有効性が期待される一方で、運営面でいくつかの課題もあると認識しております。今後におきましては、他自治体の先進事例や導入効果に加え、AIを活用した意見分析の手法等についても広く研究を進め、区民の皆さまからいただいた声をより効果的に区政にと反映させる広聴のあ

り方について、引き続き検討してまいります。

2 (1) ウ 次に、広聴を政策に生かすための仕組みづくりについてお答えします。子どもたちや若者の声を区政に活かしていくことは、将来の北区を担う若い世代の区政参画を促進する観点からも極めて重要と認識しており、「小学生との区政を話し合う会」や「中学生・高校生モニター会議」を開催し、若い世代の意見を事業の参考としてきました。さらに、今年度は、より参加しやすい「出張型の試行事業」なども検討しております。また、区民の声を区政に活かす仕組みづくりには、区民の皆様からいただいたご意見をどのように活かしわかりやすくフィードバックすることが重要であると考えており、区公式ウェブサイト等を活用するなど、区民の声を区政に活かす取組みをより一層推進してまいります。

す。

2 (2) アイウ 次に、生成A I活用についてです。まず、区民サービスに直接関わる分野へのA I活用についてです。区では、区政のあらゆる場面におけるA I活用を目指しており、最先端のA I技術の把握や活用に向け、専門的知見を有するDX推進アドバイザーを今年度から登用したところです。区民サービスに直結する分野へのA I活用については、区ホームページのサイト内検索へのジェミニ導入など、一部取組みを開始しており、今後も、セキュリティや安全性等のリスク対策を十分に確保した上で、高い効果が見込まれるものについては、積極的に挑戦していきたいと考えています。引き続き、DX推進アドバイザーを司令塔として、様々な提案・助言・支援を受けながら、北区におけるA I徹

底活用を推進してまいります。次に、生成A Iプラットフォーム「A 1 (えいいち)」についてです。このシステムは自治体ごとに独立した利用環境のもと、ノーコードで複数のA Iモデルを組み合わせたアプリを作成することが可能です。区では、伴奏型研修やD X推進アドバイザーの支援などを通じて、全庁的な活用を図ってまいります。次に、A Iガイドライン等の策定や誤情報対策についてです。現在、区では、文章生成A Iガイドラインをはじめ、A Iツールに応じた利用ガイドを作成しています。今後、さらなるA I活用を進めるために、利活用方針やA Iガバナンス等を整理した、総合的なガイドラインの整備について、D X推進アドバイザーとともに着手したところです。A I活用とリスク管理を一体的に推進するガイドラインの策定を目指してまいります。また、誤情報

対策については、今後、一層重要度が増すものと認識しており、実証実験中と聞いている千代田区の事例なども参考にしながら、研究してまいります。

2（3）ア、イ 次に、働き方改革についてです。まず、「育休応援手当」につきましては、自治体での導入事例が増えてきていると認識しています。東京都においても、令和7年度の給与改定交渉における妥結内容に、同様の制度の導入が盛り込まれ、本年4月から適用されております。一方で、特別区では、職員の給与制度を23区共通の制度として運用していることから、新たな手当の導入については、特別区全体での検討が必要となります。その際、制度設計においては、育休を取得した職員の業務を代行する際の職員配置や負担の把握、公平性の確保が課題と

なります。また、病気休職など他の欠員対応職員とのバランスにも十分配慮する必要があります。区といたしましては、まずは欠員が生じた際の代替職員の確保を最優先に、業務の見直しや職場全体で支え合う環境づくりなどを通じて、育休を取得しやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。次に、各種休暇制度や年末調整の問い合わせ対応におけるAIの活用についてです。休暇制度や年末調整については、職員からの問い合わせが多く、担当職員の負担軽減が課題となっています。このうち年末調整については、7年度から「簡単年調システム」を導入したことで、職員からの問合せが大幅に減少し、担当職員の負担軽減に加え、申請手続きの簡素化と効率化が図られたことから、このシステムの運用を継続してまいります。また、休暇制度の問合せへの対応につきまして

も、業務効率化の観点から改善が必要であると考えています。引き続き、他自治体の先進事例などの情報収集に努めるとともに、DX推進アドバイザーの相談支援も活用しながら、職員の働き方改革の推進につながる効果的な方法を検討してまいります。

2（3）ウ 次に、窓口受付時間の変更についてです。区では、北区DX推進計画2025に基づき、デジタル技術を活用した業務処理の簡素化、迅速化による「行かない、書かない、待たない」窓口の実現に向け、電子申請の推進や、書かない窓口の導入、証明書のコンビニ交付の活用など、区民の利便性向上に取り組んでいます。区民サービスの向上を図りながら、窓口受付時間を見直し、職員の働き方改革につなげていくためには、DXのさらなる推進と、徹底した業務改善の積み重ねが重

要であると考えています。区といたしましては、北区DX推進計画2025の施策に着実に取り組むとともに、窓口のさらなるDX推進と業務の効率化に向けた具体策について、外部人材の知見も活用しながら、検討を進めてまいります。

3（1）アウ 次に、未来を担う子どもたちのために についてお答えいたします。まず、さらなる子育て支援を についてです。北区民意識・意向調査は区政運営のための行政課題の抽出及び区の行政需要等の把握を目的とすることはもちろんのこと、区民の貴重な声であると捉えています。区では、昨年度、ひとり親等家庭へのお米券の配布、保育料等の第一子無償化、国の補助金を活用した子ども1人あたり2万円の物価高対応子育て応援手当等の給付を実施するなど、これまでさまざまな経済

的支援を行ってきました。今後も引き続き、国や東京都の制度を活用するなど、適時適切に子育て家庭への経済的支援を行ってまいります。次に、子どもの遊び場整備のうち、屋内の遊び場につきましては、児童館・子どもセンターを中心に、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりや遊びの提供に取り組んでいます。大規模な遊具の設置等につきましては、施設の大規模改修等の機会を捉え、今後、検討してまいります。また、屋外の遊び場については、公園総合整備構想で掲げる魅力ある公園づくりの視点から、公園の新設、再整備、遊具更新の機会を捉え、ワークショップやアンケートなどで地域の方々の意見をききながら、子どもをはじめ、より多くの方々に使いやすく、楽しい空間として、公園づくりを推進していきます。既存の室内遊び場の改善や公園と

連携した外遊び機会の拡充など、他自治体の事例も参考に子どもの遊びの環境整備に努めてまいります。

3 (2) アイウ 次に、共同親権についてです。4月からの法施行によっても、現在のところ区の手続きなどに変更が生じる見込みはありませんが、日々の行政サービスの中でこれまでと異なる対応が必要となる事例が生じた場合には、関係各課で速やかに情報共有を図るなど適切に対応してまいります。なお、その際マニュアルの必要性についても併せて検討してまいります。また、法施行にあたっては、既に、区ホームページに新制度のポイントや補助制度をご案内しているほか、北区ひとり親支援情報サイトからも簡単にアクセスできるよう、ご案内を工夫しています。併せて、個別の相談においては、相談者に対して職員から丁寧

にご案内するほか、定期的にセミナーや講座など様々な手法により情報提供に取り組んでいます。次に、養育費の確保にかかる費用の補助についてお答えいたします。区では、公正証書の作成費用や裁判外 紛争解決手続に要する費用、養育費保証契約の保証料の一部を補助することで、子どもの生活を守るための養育費の確保を支援しています。ご提案の裁判所への申し立て費用の補助や養育費の取り決めに関する調停、滞納した場合の強制執行に要する弁護士費用の助成については、他区の取り組みや、そらまめ相談室の相談者の声を参考に、今後検討してまいります。

3（3）ア 次に、子どもの自殺防止協議会の設置についてです。現在、区では、自殺予防対策に関する取り組みについて、総合的かつ効果

的に推進するため、学識経験者や外部団体のほか、学校関係者及び区の理事者などで構成される「北区いのち支えるセーフティネット協議会」を設置し、多様な視点からの意見を取り入れ、全庁で自殺予防対策の推進を図っています。今後は、本協議会において子どもたちを対象とした協議会の設置に関する議論を行います。また、「いのちの教育」を通じた、子どもの自殺予防対策等の取り組みを教育委員会などと連携し、より一層推進してまいります。

3（3）オ 次に、朝の居場所についてです。朝の居場所づくりについては、早朝に学校施設を開放した際の児童の安全確保や施設管理上の問題、教職員等の働き方改革への影響など、導入に向けては解決すべき様々な課題があると認識しています。先行する自治体の実施状況につい

て、引き続き、注視してまいります。また、この問題は、社会全体としての働き方改革や休業制度の充実などと併せて考えていくべきものと認識しており、この点については機会を捉え、国などにも要望してまいります。

3 (3) カ 次に、生活困窮世帯の子どもの夏季休暇期間中の「食事の確保」「涼しく過ごせる居場所」の対策 についてです。区では、子ども食堂等への活動助成を通じて、生活困窮世帯の子どもたちに食事の提供をするとともに、安心して過ごせる居場所の提供に努めています。夏季の休業期間中は学校給食がないことから、一部の子ども食堂で開催日数を増やす対応を行っていますが、まずは子ども食堂の実施団体や学校等へのヒアリングを通じて、生活困窮世帯のうち、夏季休業期間中に食

事の確保に課題のある子どもの実態把握に努めてまいります。なお、涼しく過ごせる居場所については、児童館・子どもセンターや図書館、また、小学生向けにはわくわく広場などが利用できますので、更なる周知を図ってまいります。

4（1）次に、区民の葬祭についてお答えいたします。まず、23区の火葬料金に係る議論の動向と区の認識についてです。火葬場（かそうじょう）は、区民生活に欠かせないものであり、公共的な施設としての役割を担っています。火葬料金についても、この役割を踏まえた設定とする必要があると認識していますが、墓地埋葬法には、火葬料金に関して自治体の指導権限が明記されておられません。火葬場に関しては、広域的に対応すべきものであり、その観点から、特別区長会では、東京都知事とともに

に、昨年11月、火葬料金を含む経営管理に関する事業者の責務と監督官庁の指導権限を法の上で明確に示すことや、民間火葬場が火葬料金を設定する際に、あらかじめ行政が関与する仕組みを法令に規定することを、国に要望いたしました。さらに、本年6月3日にも、民間火葬場の経営権や経営方針に関する監督官庁の権限を法に明記することを国に求めたところです。引き続き、東京都及び他の特別区と歩調を合わせ、火葬場の公共性の確保に取り組んでまいります。

4（2） 次に、特別区区民葬儀の補助制度についてです。一部の民間火葬場（かそうじょう）の区民葬儀の取りやめを受け、特別区として、区民葬儀を利用する方（かた）の経済的負担を軽減する必要があると判断し、本年4月から特別区共通の助成制度を開始しました。火葬料金の経営管理に

関する諸課題への対応とあわせ、助成制度につきましても、今後の利用状況等を踏まえながら事業のあり方を検証し、特別区として適切に判断してまいります。

4（3） 次に、多死社会到来を見据えた火葬能力の強化についてです。今後の火葬需要の増加見通しや、特別区では民間火葬場が一定程度広域的に利用されていることから、火葬に関する課題については、東京都全体で、将来を見据えた対応を検討する必要があると捉えています。東京都は、区市町村や有識者等で構成する検討会を設置し、火葬能力の確保や、火葬場の適切な経営管理など、将来にわたり安心して火葬を行える体制の確保に向けた検討を開始しました。区といたしましては、この検討会における検討結果を踏まえるとともに、東京都及び他の特別区

と緊密に連携しながら、今後見込まれる火葬需要の増加に対応してまいります。

5 (1)(2)(3) 最後に、高齢者の終活支援についてお答えいたします。まず、情報登録カードの発行と終活支援事業推進のための組織体制強化についてです。区では、本年10月から終活支援事業を開始します。一つ目の柱である、「終活情報登録事業」では、登録者が氏名や住所などを記入し、外出時に携行できる情報登録カードを発行します。また、二つ目の柱である相談業務については社会福祉協議会に委託するため、情報共有が重要であることから定期的な会議体を設けるなど連携を十分強化しながら事業の推進に取り組んでまいります。次に、「終活支援優良 事業者 認証事業」と「エンディングプラン・サポート事業」の

実施についてです。静岡市の事業は、事業者の質の保証に行政が関与することが必要であるとの考えから、市と認定された事業者との協定に基づき、個人と事業者の契約に伴走支援を行い、契約の履行まで市が見届ける制度であると捉えています。区では、現時点では、静岡市のような仕組みでの実施については検討していませんが、必要な支援を高齢者が安心して選択できる体制は重要と認識しています。そのため、10月から開始する事業の着実な推進に努め、事業の実績や状況等を踏まえ、社会福祉協議会、弁護士など専門職との意見交換も重ねながら、先行自治体の取り組みなど、調査・研究を進めてまいります。次に、死後事務など低所得者が無料または低額で利用可能な制度の検討についてです。現在国において審議中の社会福祉法改正案では、頼れる親族がない資力の

乏しい高齢者等に対し、死後事務などのサービスを無料または低額で利用できる制度創設方針が示されていますが、対象範囲など具体的な内容については現時点では未確定な状況です。今後、区の終活支援事業に死後事務などを盛り込む場合の低所得者の費用負担については、国の方針を踏まえた検討が必要であることから、引き続き国の動向を注視してまいります。

以上、お答え申し上げます。中東情勢に伴う物価高騰対策など、区政に関する喫緊の課題につきまして、広範にわたり、数々のご提言をいただきました。引き続き、こうしたご意見をいただきながら、区政のさらなる推進に向けて尽力してまいります。ありがとうございました。